

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、グループの経営理念及び経営方針である「グループビジョン」と、グループのコンプライアンスに関する基本原則を定めた「西武グループ企業倫理規範」のもと、事業活動を通じてその社会的責任を果たすとともに、株主の皆さま及びお客さまをはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を獲得し、企業価値・株主価値を極大化させることに努めております。コーポレート・ガバナンスの一層の推進をはかるため、経営の健全性・透明性の向上、取締役会を中心としたより高度な経営の意思決定及びその迅速化、グループ全体の内部統制システムの継続的な強化に努めております。また株主の皆さまの権利・平等性を確保するとともに、中長期的な企業価値・株主価値の向上をはかるため、株主の皆さまとの建設的な対話をおこなうほか、適時適切な情報開示、すべてのステークホルダーとの適切な協働にも努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、他の株式会社（西武グループを形成する子会社等は除きます）の株式を保有することが、取引関係の強化、事業シナジーの創出など当社グループの企業価値向上に資すると総合的に判断した場合、当該株式会社の株式を保有いたします。

主要な政策保有株式については、当社を取りまく事業環境の変化等に照らして、取引関係の強化、事業シナジーの創出等の観点から保有を継続することが合理的か否かについて、毎年、取締役会にて検証いたします。

議決権の行使については、当該株式会社から上程される議案が当社の企業価値の向上に資すると総合的に判断した場合、賛成いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引をおこなう場合は、会社法や取締役会規則の規程にしたがい、原則として取締役会の承認を得ることとしており、その審議に際しては、取引の合理性、取引条件の妥当性について慎重に審議することとしております。これにより、取締役会は、会社及び株主共同の利益を害し、あるいはかかる懸念を惹起しないように努めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

（1）経営理念と経営計画

経営理念でもあり社員の行動指針でもあるグループビジョンとともに、長期戦略、中期事業計画を開示しております。

詳細は当社ホームページ (<http://www.seibuholdings.co.jp>) をご参照ください。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を踏まえた対応方針を、本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」にて述べております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社の取締役の報酬に際しては、取締役会は、中長期的な業績向上、企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるものとなることを十分ふまえて、「確定金額報酬」は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で取締役の職務と責任に応じて決定しております。なお、報酬決定の客観性を確保するため社外取締役3名を過半数の委員とする報酬諮問委員会から助言を得ております。また「株式報酬型ストックオプション」についても、取締役会はこれらの意欲や士気を高めるものとなるよう、株主総会で決議された範囲内で取締役の職務と責任に応じてその発行個数を決定しております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

取締役会において取締役候補者を決定するに際し、再任者については、任期中の企業価値向上等への貢献をふまえて再任に相応しいか否かを審議したうえで、また新任者については、優れた人格・識見を有しているか、また企業価値向上に貢献しうる人材であるか否かを審議したうえで、それぞれ決定しております。なお、取締役候補者決定の客観性を確保するため、社外取締役3名を過半数の委員とする指名諮問委員会から助言を得ております。また、監査役候補者を決定するに際しては、当該候補者について事前に監査役会の同意を得たうえで、監査役が取締役の職務執行の監査を職務とする独立性の高い機関であることを念頭に、その職責を果たしうる高い見識や豊富な経験、知見等を有しているか否かを審議したうえで決定しております。

（5）取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名をおこな

う際の個々の選任・指名についての説明

役員候補者については、取締役会で候補者とした理由を審議したうえで承認の決議をおこなっております。選任理由を株主総会参考書類へ記載することにより、株主等のステークホルダーに対しての透明性を十分に確保しております。

【補充原則4-1（1）経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、有効かつ効率的にグループ企業価値の向上をはかるため、法令・定款に基づき取締役会規則・職務権限規程を定め、取締役会の決議事項および決裁者の範囲を明確に規定しております。

具体的には、当社グループの事業計画、重要な社内規程の制定・改廃、大規模な新規事業や設備投資計画の承認など、グループ全体の方向性を具現化するものは原則として当社取締役会の決議事項とし、それに基づく職務の執行に関しては、規模や内容に応じた決裁者を設定し、適切に運用しております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社グループの事業は、都市交通・沿線事業、ホテル・レジャー事業、不動産事業など多岐にわたることから、独立社外取締役についても多様な人材を複数名選任することが適切であると考えております。その考えのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すべき役割・責務を十分に果たすことができる資質を有した独立社外取締役を3名選任しております。なお、現に、現在の独立社外取締役3名はその役割・責務を十分に果たしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準として、東京証券取引所が定める基準を参考に、当社独自の基準を定めております。独立性の判断に当たっては、それらの独立性判断基準を充足していることはもちろん、実質的にも十分な独立性が担保されるよう多角的な角度から判断するよう努めております。また、取締役会は、独立性判断基準を踏まえつつ、率直・活発で建設的な議論・検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するように努めており、現に、現在の独立社外取締役3名は、その期待に十分に 대응しております。

[補充原則4-11(1) 取締役の選任に関する方針・手続]

取締役会は、純粋持株会社としてグループ企業価値の中長期的な向上を牽引し、これに寄与しうる人格・知識・経験・実行力とリーダーシップを有する取締役と、執行部門から独立した視点で経営をチェックしうる豊富な知見と見識、経験を有する独立社外取締役とにより、それぞれ適正な割合と人数をもって構成されるべきものと考えており、それにより取締役会の多様性も保たれるものと考えております。また、優れた人格・識見を有しているか、企業価値向上に貢献しうる人材であるかといった観点を踏まえ、社外取締役3名を過半数の委員とする指名諮問委員会の助言を得て役員候補者を選定して取締役会に提案し、取締役会においてはかかる観点についても十分審議したうえで承認の手続きを取り、株主総会の決議を経て取締役を選任しております。

[補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任状況]

当社の社外取締役・社外監査役をはじめとする役員は、取締役会のほか、当社及び当社グループの経営上の重要な執行方針や経営全般にわたる重要事項を審議する経営会議にも出席するなど、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けております。また、他の会社の役員を兼任する場合でも、当社取締役会・経営会議への出席等の職務執行に支障のないよう、兼務する会社数を合理的な範囲にとどめており、また、当社はその兼任状況を毎年開示しております。

[補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価と開示]

当社は取締役会の役割・責務についてのアンケートを全ての取締役・監査役に配付し、その回答を得ました(回答は無記名方式)。回答の集計結果に基づき、社外取締役を中心とした会議にて助言を得たうえで、取締役会の構成・実効性・運営の観点から分析をおこない、当社の取締役会全体の実効性は十分に確保できていると評価しました。

特に、内部統制やリスク管理体制を踏まえ多角的かつ十分な検討を通し適切なリスクテイクがおこなわれている点、ならびに、主要な投資家やその他ステークホルダーの視点や意見を組み入れている点は、実効性が確保できていると評価しました。

今後も、グループ横断的な案件に対する議論の活発化や社外取締役への情報提供の充実など、継続的に取締役会全体の実効性向上に取り組んでまいります。

[補充原則4-14(2) トレーニング方針の開示]

当社の社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任にあたって、会社の重要な機関の一翼を担う者として取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解するとともに、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得するように努めております。また、就任後においても、必要な知識の習得やその適切な更新等の研鑽に努めており、当社としては、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供や斡旋、また、その費用の支援をおこなっております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

(1) 基本的な考え方

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値・株主価値の向上に資するよう、資本市場参加者(株主、投資家、証券アナリスト等)に対し、説明責任を十分に果たし、対話を通じて長期的な信頼関係を構築することで、適正な企業評価を得ることを基本といたします。

(2) IR体制

取締役社長を最高責任者とし、担当執行役員の下にIR業務を専任でおこなうIR部を設置しております。充実したIR活動をおこなうため、IR部を、経営戦略の企画・管理をおこなう経営企画部、経営実績を把握する経理部と同じ総合企画本部に設置し、同本部を統括する担当執行役員の下でグループの状況を正確かつ適切に把握し、情報発信をおこないます。

(3) 対話の方法

IR活動にあたっては、経営方針・財務状況、その他情報開示した内容をはじめ資本市場参加者の興味の高い項目に関し、対話をしやすい環境を作るべく、取り組みを推進いたします。

具体的には、第2四半期決算及び期末決算終了後に、取締役社長が出席する説明会を開催し、証券アナリストや投資家に対し決算の状況、事業計画の進捗状況、今後の事業計画などについて説明し、対話を深めます。また、国内外の機関投資家への訪問、グループ施設見学会、個人投資家向け説明会などをIR部を中心に適任者が実施いたします。

また、情報格差を最小限にするため、IRに関するウェブサイトを充実し、海外の資本市場参加者に対しては決算関連資料などの英語版を作成し、開示をおこないます。

(4) 経営へのフィードバック及びインサイダー情報の管理

IR活動で得られた資本市場参加者の意見は、取締役社長をはじめとした経営陣に適宜フィードバックし、資本市場及び資本市場参加者の要請を正確に把握することで、企業価値・株主価値の向上を意識した経営に役立てるものといたします。

また、重要情報の指定・管理をおこなう情報管理委員会にIR部長がメンバーとして出席し、状況を適時・適切に把握し、IR活動におけるインサイダー情報の取扱いを適切に管理いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社NWコーポレーション (注1)	51,158,927	14.95
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ツー・ビー・ヴィー (注2)	13,240,600	3.87
プロモントリア・ジャパン・ホールディング・ワン・ビー・ヴィー (注2)	13,158,000	3.85
エス・エイチ・ジャパン・エル・ピー (注2)	10,387,800	3.04
株式会社日本政策投資銀行	9,906,246	2.90
京浜急行電鉄株式会社	7,655,200	2.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,452,500	2.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,274,800	2.13
農林中央金庫	7,150,000	2.09
株式会社みずほ銀行	7,114,800	2.08

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

(注1) 当社連結子会社である西武鉄道株式会社及び株式会社プリンスホテルは、平成28年4月15日をもって、株式会社NWコーポレーション (以下「NW社」といいます。) の株式の一部 (議決権比率43.48%) を取得いたしました。これにともない、NW社が保有する当社株式については、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式 (相互保有株式) となり、NW社は主要株主ではなくなりました。
(注2) サーベラスグループの関連事業体です。(2) 大株主の状況における (注2) の3名のほか8名おり、所有株式数は合計49,532千株で、その割合は14.48%です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大宅 映子	他の会社の出身者										○	
小城 武彦	他の会社の出身者											
後藤 啓二	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大宅 映子	○	当社は、同氏が代表理事を務める特定非営利活動法人全世代に対し寄付を行っておりますが、2016年度の寄付金額は1百万円であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の基準金額を下回っており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	これまでの長きにわたる評論家や各種審議会・委員会の委員としての活動によって得られた国内外の社会情勢に関する豊富な知見を有しております。大宅氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かすことで、中長期的な企業価値の極大化をはかることができるものと考えております。また、当社は、同氏が代表理事を務める特定非営利活動法人全世代に対し寄付を行っておりますが、2016年度の寄付金額は1百万円であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の基準金額を下回っており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断し、独立役員として届け出ております。
小城 武彦	○	----	様々な業種の企業において経営改革に取り組み、特に消費者を見据えた企業経営において経営者としての優れた経営実績を残しており、実務経験に基づく卓越した経営能力を有しております。小城氏の実績や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かすことで、中長期的な企業価値の極大化をはかることができるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。
後藤 啓二	○	----	弁護士として、企業法務に関する高い専門性と、豊富な経験、高い見識を有しております。後藤氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かすことで、中長期的な企業価値の極大化をはかることができるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

指名諮問委員会の委員として、代表取締役社長と社内取締役（社長室担当役員）1名に加え、社外取締役3名を選定しております。社外取締役3名を委員に選定した理由は、取締役候補者決定における客観性を強化するための助言を得ることを期待したものです。

報酬諮問委員会の委員として、代表取締役社長と社内取締役（社長室担当役員）1名に加え、社外取締役3名を選定しております。社外取締役3名を委員に選定した理由は、取締役の報酬決定における客観性を強化するための助言を得ることを期待したものです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

相互連携については、監査役、監査・内部統制部、会計監査人が相互に定期的に会合を持つ等、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換をおこない、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深澤 勲	弁護士													
迫本 栄二	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社からの主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深澤 勲	○	----	弁護士として、企業法務に関する高い専門性と、豊富な経験、高い見識を有しております。それらを活かして公正・中立な立場から当社の監査をおこなうとともに、適切な意見等を得られるものと判断しております。深澤氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かせるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資金的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外監査役として選任し、独立役員として届け出ております。
迫本 栄二	○	----	公認会計士および税理士として、財務および会計に関する高い専門性と、豊富な経験、高い見識を有しております。それらを活かして公正・中立な立場から当社の監査をおこなうとともに、適切な意見等を得られるものと判断しております。迫本氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見を当社の経営に活かせるものと考え、また、当社との間に、人的関係、資金的関係又は取引関係等の特別な利害関係はないことから社外監査役として選任し、独立役員として届け出ております。

[独立役員関係]

独立役員の数 更新	5名
------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準として、東京証券取引所が定める基準を参考に、当社独自の基準を定めており、その要件を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

〔社外役員の独立性判断基準〕

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれにも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結売上」の2%以上を占める取引先」の業務執行者
- (2) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社が売上」の2%以上を占める取引先」の業務執行者
- (3) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結総資産の2%以上を占める借入先」の業務執行者
- (4) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、出資比率10%以上の当社の主要株主および出資先」の業務執行者
- (5) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間100万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- (6) 過去3事業年度の平均で、当社から年間100万円超の寄付または助成を受けている者、または組織の業務執行者
- (7) 当社および連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

〔インセンティブ関係〕

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入しております。本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の価値は当社業績及び株式価値と連動性の高いものであることから、本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることが期待できると考えられることから導入しているものです。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の価値は当社業績及び株式価値と連動性の高いものであることから、本株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることができると考えられる者として、当社取締役（社外取締役を除きます。）及び子会社の取締役を対象としております。

〔取締役報酬関係〕

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の額を有価証券報告書、事業報告、アニュアルレポートにおいて開示しております。当社の2016年3月期の取締役に対する報酬等の額は、3億97百万円であり、その金額には、同期に計上したストックオプション報酬1億29百万円を含んでおります。なお、報酬等の総額が1億円以上である者については、その者の報酬等の総額及び内訳について、有価証券報告書にて個別開示をしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額の算定方法の方針につきましては、コードの各原則に基づく開示の原則3－1（3）にて述べております。

〔社外取締役（社外監査役）のサポート体制〕

社外取締役に対する取締役会に係る情報提供等のサポートは、社長室および総合企画本部経営企画部でおこなっております。また、社外監査役を含む監査役をサポートするため、監査役室に3名の専任スタッフを配置しております。

取締役会の開催にあたっては、事前に議題を社外取締役、社外監査役を含む全取締役、全監査役に通知し周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の取締役会は、取締役15名（男性14名・女性1名）で構成され、うち社外取締役は3名（すべて独立役員）であります。原則1ヵ月に1回以上開催し、法令で定められた事項のほか、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督をしております。

特に、社外取締役は、執行部門から独立した視点からの監視・監督機能に力点を置き、その豊富な知見と見識を経営に反映させるなど、客観性、独立性を有する立場から経営の公正性を高める重要な役割を果たし、コーポレート・ガバナンス及び内部統制システムのさらなる強化に資すると考えることから、今後も社外取締役を含む体制を維持してまいります。なお、その決定の客観性を確保するため、社外取締役3名を過半数の委員とする報酬諮問委員会および指名諮問委員会において、取締役の報酬決定及び取締役候補者決定に関する助言を得ております。

監査役会は、監査役4名（男性4名）で構成され、うち社外監査役は2名（すべて独立役員）であります。原則1ヵ月に1回以上開催しております。各

監査役は、取締役会そのほか重要な会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との意見交換や取締役などから適宜業務の執行状況を聴取することなどにより、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しております。

なお当社では、経営環境の変化に柔軟に対応し、意思決定と業務執行の迅速化・効率化がはかれるなどの理由から、執行役員制度を採用しております。また、取締役会に付議すべき事項を含む重要事項について執行役員などにより審議をおこなう機関として経営会議を設置し、これを原則1ヵ月に2回開催し、意思決定の質の向上をはかっております。

内部監査については、業務執行部門から独立した監査・内部統制部を設置し、業務執行の健全性を維持するため、6名の内部監査専任スタッフを配置して内部監査を実施しております。また、金融商品取引法における内部統制報告制度については、同部内に13名の専任スタッフを配置して、財務報告にかかる内部統制の有効性評価を実施しております。そして、内部統制システムの有効性及び効率性を検証・評価し、業務執行の健全性を維持するためのモニタリングをおこなっております。監査・内部統制部は定期的に監査役及び会計監査人と連携をとっております。会計監査業務については、新日本有限責任監査法人が執行しております。2016年3月期、当該監査法人において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は荒尾泰則氏、川井克之氏、吉村基氏であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士37名、その他34名であります。

当社は社外取締役3名と責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、持株会社として経営資源の適正配分、事業経営の監督などをおこなうため、グループの事業やその管理に精通した取締役と、豊富な知見・見識を有する独立した社外取締役で構成されております。また、社外監査役や弁護士、公認会計士など、社外の専門家に意見・助言を求めることにより、意思決定の質を高める機能を確保しております。

また、社外取締役および社外監査役は、社内出身者とは異なる職歴や経験、知識などに基づき、客観性、中立性および独立性を有する立場から経営に対する有効な意見などを提供するなど、経営監視機能を高める役割、機能を担っており、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制システムのさらなる強化に資するものと考えております。

以上の経営体制を通じて、業務執行を適正に監査・監督し、経営の健全性および透明性を確保することができると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年6月開催の定時株主総会の招集通知は、開催日の21日前である5月31日に発送いたしました。また、招集通知の発送に先駆け、当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて招集通知を掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年6月開催の定時株主総会は、集中日の8日前である6月21日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年6月開催の定時株主総会から、インターネットによる議決権の行使が可能になっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年6月開催の定時株主総会から、株式会社「C」が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は、全文英訳し、当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会では事業報告のビジュアル化をおこなっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「西武グループディスクロージャーポリシー」の作成・公表について検討を進めております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(第2四半期決算・期末決算)後に実施。その他、案件に応じて随時開催。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州、米国、アジアの主要都市において、取締役社長・常務執行役員を説明者に年1～2回、個別訪問ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.seibuholdings.co.jp/ir/_material/ 掲載資料: 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、月次データ、株主通信、アニュアルレポートなどを掲載しております。 また投資家向けの重要な開示情報は英訳し、英文IRサイトに掲載しております。 URL: http://www.seibuholdings.co.jp/en/ir/_material/	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: IR部 担当責任者: IR部長 事務連絡責任者: IR部担当マネジャー	
その他	個人投資家向け説明会を随時開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「グループビジョン」及び「西武グループ企業倫理規範」の中で全てのステークホルダーに対して誠実であり、ステークホルダーの立場を尊重することを定めており、これに則り企業と社会の持続的成長に取り組んでおります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	鉄道、ホテルをはじめ、多岐にわたり地域・社会と密接に事業を展開する当社グループにおいては、自然環境・地球環境への配慮をした事業活動をおこなっております。また、お客さま・地域と共に歩むための取り組みも実施しております。 環境保全への取り組みについては、鉄道・バスにおける省エネルギー車両及びホテル・不動産事業における省エネルギー設備の導入、太陽光発電の活用や施設の緑化などによるCO2削減・省資源化、リサイクルの推進、森林保全、水質浄化などの自然環境保全活動をおこなっております。中でも、「飯能・西武の森」は、埼玉県飯能市に所有する面積約77haの森林を、自然環境保全のために活用する事業です。自然豊かな森林の継続的な保全活動に加え、安全・安心な森としての整備を進め、地域の方々の憩いの場所として、また自然体験などの環境教育の場として、親しまれる森をめざして取り組んでおります。 お客さま・地域とのコミュニケーションについては、広報活動やウェブサイトなどを通じて情報発信に努めているほか、鉄道沿線やホテル事業所のある自治体との連携協定を締結し、鉄道沿線における様々なイベントや、ホテルでの地産地消フェアなどの開催など地域の活性化・連携強化を目的とした取り組みをおこなっております。さらに、子育て支援を目的として、西武鉄道沿線に駅チカ保育所「Nicot（ニコット）」を展開しているほか、お子さまに多様なグループの事業を体験していただくことで好奇心を育むとともに健やかな成長を支援する「西武グループ ことも応援プロジェクト」の取り組みとして、西武塾や様々な体験プログラムを開催しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、「グループビジョン」並びに「西武グループ企業倫理規範」に則り、株主・投資家をはじめとしたあらゆるステークホルダーに対して、適時適切な情報を正確に開示することで良好な関係を築き、信頼を得る事が重要であると認識し取り組んでおります。
その他	当社グループでは、グループビジョンの実践に向けて、グループ社員の能力を一層活かすために人材を育成、配置しております。そして社員の多様性を尊重し、一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境整備に努めております。 人材育成については、グループ視点で物事を考え、主体的に行動できる社員の育成を目指しております。そのためにグループ横断的な教育を実施すると同時に会社の垣根を超えたコミュニケーションを活発化させております。そしてグループ内において人事諸制度のプラットフォーム化、人材データの共通化をはかり、グループ横断的な異動配置を柔軟におこない、それにより新たな視点でイノベーションに挑戦できる環境を推進しております。 さらに「多様な人材の活用」についてグループ全体でスピード感を持って実施していくために、2015年4月1日付で当社人事部に「ダイバーシティ推進担当」を新設いたしました。「性別・年齢・国籍・価値観・ライフスタイル等の異なる多様な社員一人ひとりを尊重し、全員の能力と熱意を最大限発揮できる職場風土を醸成し、イノベーションを生み出すことで、企業価値向上を目指す。」とする基本方針を定め、第1ステップとして女性社員の活躍推進を中心に取り組みを進めております。 なお、これらの取り組みを効果的に進めるために、グループ主要3社でマネジメント層における女性比率を2020年までに2倍以上、その他重点項目として所定外労働時間削減、男性育児休業取得率向上、休暇取得率向上など項目ごとに各社の実情に応じて目標値を設定しております。今後も目標達成に向けて意識の醸成をはかり、柔軟な働き方に向けた制度導入を検討し、挑戦しやりがいを感じられる環境整備について具体的に進め、グループ社員一人ひとりが安心して自己実現できるよう支援してまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システムのさらなる強化が中長期的なグループ全体の企業価値極大化に資するものとしており、事業年度のはじめに前事業年度の取り組み状況を踏まえたうえで、「西武ホールディングス内部統制基本方針」の各項目に基づいた年間計画を策定し、取締役会に報告しております。中間期においては、取締役会にて、年間計画の進捗状況を報告するとともに下期における留意点等を確認することによりその実効性を担保しています。また事業年度末には実行状況についての検証をおこなったうえで改善点を抽出し、翌事業年度の年間計画に反映することによりPDCAサイクルを回しております。

当事業年度は、グループ全体の経済法制について規程の制定ならびに各種担当者の選任など管理体制を確立いたしました。またマイナンバー制度の導入や個人情報漏えい等の問題に対し、特定個人情報に関する規程の制定や安全管理措置の構築、従業員に対する教育を実施いたしました。

個別の体制の整備状況は以下のとおりであります。

・コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンス体制の充実と強化をはかるべく役員・従業員の行動規範を整備し、グループ共通の基本方針として「西武グループ企業倫理規範」を定めており、これを実践・遵守するために行動指針の制定、コンプライアンスマニュアルの配付、企業倫理ホットラインを社内外に設置する等、コンプライアンスに関する問題の早期発見・解決をはかっております。また、西武グループ全体のコンプライアンス体制の統括をおこなうため、当社社長執行役員を委員長とし、当社役員、社外有識者及びグループ各社の代表者を委員とする「西武グループ企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンスの基本方針の決定、推進状況の検証・見直し、企業倫理に関する問題解決及び再発防止策の検討等をおこなっております。

・リスク管理体制の整備状況

当社にリスク管理の統括部署（管理部）を設置するとともに、グループにおけるリスク管理の基本的な考え方・管理体制を定めた「西武グループリスク管理基本方針」、「西武グループリスク管理規程」及び「西武グループ危機管理規程」に基づき、リスクの把握、事前対応及びリスクが顕在化した場合に迅速な対策を講じることができる体制を整備しております。

・情報管理体制の整備状況

グループの情報管理に関する基本規程である「西武グループ情報管理規程」のもと、各種情報関係諸規程を制定し、個人情報を含めた文書・情報管理の徹底をはかっております。また、ITに関しては「西武グループIT基本方針」に基づき管理運営の適正性を確保する体制整備もあわせて進めております。

参考資料「模式図1」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループにおける反社会的勢力対応に関する基本原則や有事の際の報告・連絡・相談体制を定めた「西武グループ反社会的勢力対応基本規程」をはじめ、反社会的勢力対応マニュアル、取引にあたっての調査ガイドライン、契約書に反社会的勢力排除条項を挿入するためのガイドラインを制定し、グループの役員・従業員に周知徹底しております。

上記規程をふまえ、反社会的勢力等からの接触又は不当要求を受けた場合は、当社内およびグループ各社から、随時当社担当部へ相談ができるようにしており、専門家や警察への通報・相談等をおこない適切な措置を講ずる体制となっております。反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、脅し・恫喝等に屈せず一切の関係を遮断し、これらの勢力の活動を助長するような行為は一切おこないません。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、株主の皆さまをはじめ社会に対し、経営成績、事業状況など当社グループの活動を正確、迅速かつ公平に伝え、社会からの信頼を確保し、もって事業の発展をはかることを基本方針としております。

このため、当社では役員・従業員が情報の重要性を認識し、適正に管理するため「西武グループ情報管理規程」を制定しているほか、適時開示の対象となりうる重要情報の管理については「西武グループ重要情報および内部者取引管理規程」及び「西武グループ重要情報開示規程」を整備し、グループ各社に周知徹底をおこなっております。

これらの規程に基づき管理部を重要な情報を管理する部署とし、その責任者である役員を情報管理総括責任者（以下「グループ情報管理総括責任者」といいます。）としているほか、グループ各社において情報管理総括責任者を選任しております。また、広報部を適時開示担当とする部署としております。

・適時開示手続

適時開示に関する手続は、当社と関係会社に関する事項に違いがないため、あわせて記載いたします。

(a) 決定事実に関する情報

経営企画部経営戦略室は、取締役会、経営会議の事務局として付議事項を集中管理しており、グループ各社は自社に関する事項について「西武グループ関係会社管理規程」に基づき当社に対し付議をおこなうこととなっております。

これを受け、グループ情報管理総括責任者、広報部、経営企画部、経営戦略室、IR部、管理部の責任者で構成される「情報管理委員会」は、当社及びグループ各社の適時開示の対象となる重要事実の有無を検討します。該当があれば機関決定を経て広報部が速やかに開示します。

(b) 発生事実に関する情報

当社及びグループ各社は、該当事実が発生した時点で「西武グループ危機管理規程」等に基づき、速やかに管理部に連絡します。

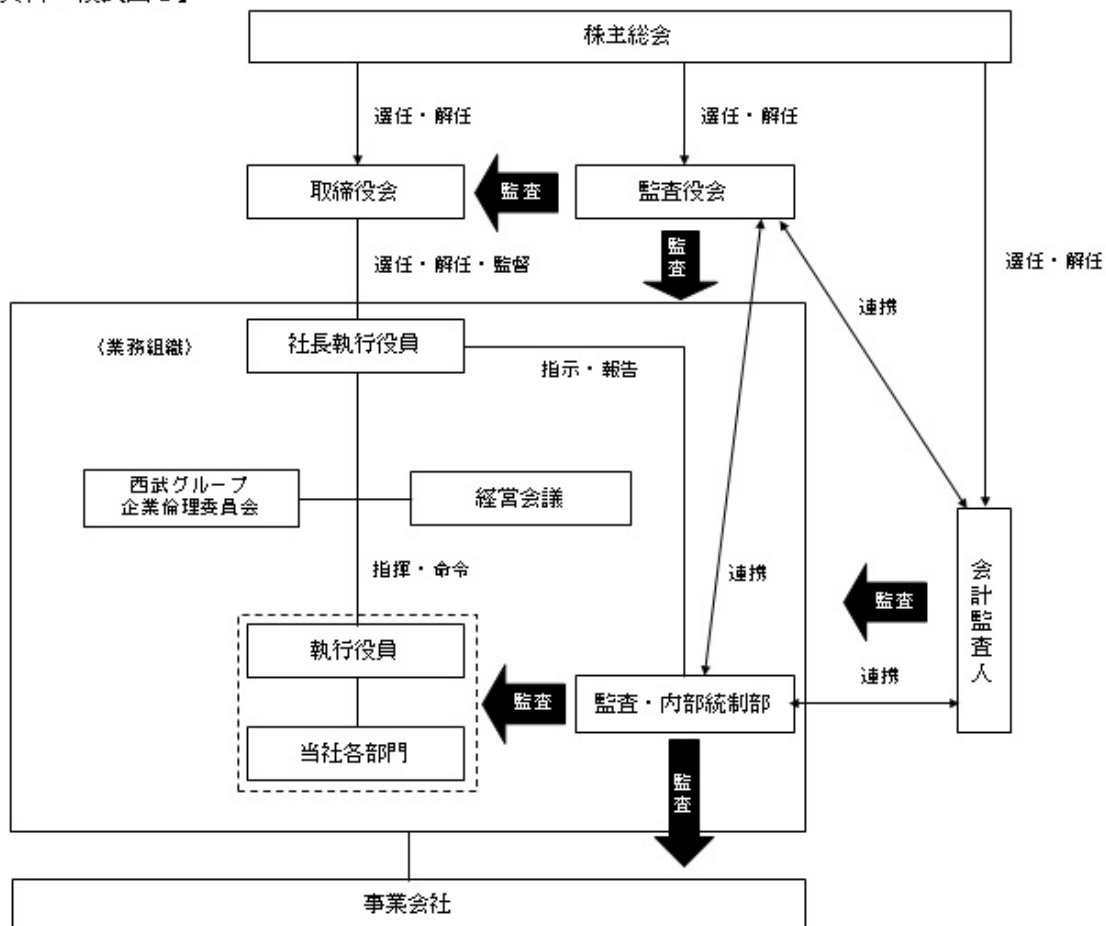
これを受け、グループ情報管理総括責任者、広報部、経営企画部、経営戦略室、IR部、管理部の責任者で構成される「情報管理委員会」は、当社及びグループ各社の適時開示の対象となる重要事実の有無を検討します。該当があれば機関決定を経て広報部が速やかに開示します。

(c) 決算に関する情報

経理部では、グループ情報管理総括責任者、経営戦略室と協議の上、グループ各社の決算情報を含めた開示資料（四半期決算短信、決算短信）を作成し、決算後45日以内に機関決定を経て開示できる体制を構築しております。

参考資料「模式図2」：巻末「添付資料」をご覧ください。

【参考資料：模式図 1】



【参考資料：模式図 2】

